

新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要領

(目的等)

第1条 この要領は、新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要綱（以下「市要綱」という。）の実施に必要な事項を定めることを目的とする。なお、事業に係る補助金の交付等については、新潟市補助金等交付規則（平成16年3月30日規則第19号。以下「市補助金規則」という。）その他関係する法令、条例及び他の規則に別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領における用語の意義は、市要綱に定めるところによる。

(補助金交付の申請)

第3条 耐震診断に係る補助金の交付を受けようとする施行者（以下「診断申請者」という。）は、耐震診断の実施に関する契約を締結する前に、補助金等交付申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図、配置図、平面図（延べ面積が分かるもの）及び立面図又は断面図（階数が分かるもの）
- (2) 市要綱第3条に規定する建築物に該当することが分かる立面図等で、建築物の高さ並びに前面道路の位置、幅員及び高さを明記したもの（市要綱第3条第1項第1号キに該当する建築物に係る場合に限る。）
- (3) 現況外観写真（撮影位置を明示すること）
- (4) 建築物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 区分所有又は共有の場合は、耐震診断実施について承認されていることが確認できるもの
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する確認済証及び検査済証等の写し

これらの書類がない場合は、建築確認の申請年月日及び申請者氏名、建築工事に

着手した年度、規模、構造等が確認又は推測できるものに代えることができる。

(7) 診断に要する費用の見積書又はその写し

(8) 耐震診断者の耐震診断講習修了証の写し

(9) 収支予算書

(10) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）及び納税証明書（新潟市制度用）

(11) その他市長が必要と認めるもの

2 耐震設計に係る補助金の交付を受けようとする施行者（以下「設計申請者」という。）は、耐震設計の実施に関する契約を締結する前に、補助金等交付申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 前項第1号から第4号、第6号、第9号及び第10号に掲げる書類

(2) 区分所有又は共有の場合は、耐震設計実施について承認されていることが確認できるもの

(3) 設計に要する費用の見積書又はその写し

(4) 耐震設計者の耐震改修講習修了証の写し

(5) 耐震診断結果が確認できるもの

(6) その他市長が必要と認めるもの

3 耐震改修工事に係る補助金の交付を受けようとする施行者（以下「改修申請者」という。）は、耐震改修工事の実施に関する契約を締結する前に、工事監理者を選定し、補助金等交付申請書に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 第1項第1号、第3号、第4号、第6号、第9号及び第10号に掲げる書類

(2) 区分所有又は共有の場合は、耐震改修工事实施について承認されていることが確認できるもの

(3) 改修工事に要する費用の見積書又はその写し

- (4) 工事監理者の耐震改修講習修了証の写し
 - (5) 耐震設計図書
 - (6) 工事工程表
 - (7) その他市長が必要と認めるもの
- (補助金交付の決定)

第4条 市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、当該申請書の内容を審査し、補助金交付の適否を、補助金等交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により診断申請者、設計申請者又は改修申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する際には、事業が適正に行われるよう必要な条件を付することができる。

(全体設計承認の申請)

第5条 第3条の規定に関わらず、施行者は、補助金の交付を受け、かつ、複数年度にわたり補助事業を実施する場合は、補助金交付申請前に、全体設計承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、当該補助事業に係る全体設計の承認申請を行い、初年度にまとめて市長の審査を受けなければならない。

(全体設計承認)

第6条 市長は、前条の規定による全体設計承認申請書を受理したときは、当該申請内容を審査の上、全体設計の承認又は不承認を決定し、その旨を全体設計承認（不承認）通知書（別記様式第4号）により施行者に通知するものとする。

2 市長は、前項の通知を行う際には、必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定により全体設計の承認を受けた施行者は、当該承認を受けた補助事業に係る費用について、第3条に規定する補助金の交付を受けようとする年度（ただし、当該承認を受けた年度は除く。）の初日（ただし、当該日に国及び市の当初予算が成立していない場合には、当該予算の成立日）に、第3条第1項から第3項の規定により、当該年度までの出来高（ただし、当該年度の前年度以前に既に補助金

の額の確定を受けている場合は、当該確定に係る出来高を除く。) に応じて補助金交付の申請を行わなければならない。

- 4 第1項の規定により全体設計の承認を受けた施行者は、当該承認を受けた年度に、当該承認を受けた補助事業にかかる費用について、補助金の交付を受けようとする場合は、当該承認後速やかに第3条第1項から第3項の規定により、当該年度の補助事業の出来高に係る補助金交付の申請を行わなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第7条 補助事業者(前条の規定により補助金交付の決定を受け、補助事業を行う者をいう。以下同じ。)は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第8条 補助事業者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

- 2 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うものとする。

(補助事業内容の変更)

第9条 補助事業者は次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに補助事業変更申請書(別記様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容又はこれに係る予算を変更しようとするとき(市長が定める軽微なものを除く。)

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 市長は、前項の補助事業変更申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めた場合は補助金の交付の変更を決定し、補助金等交付決定変更通知書(別記様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(全体設計承認申請の変更)

第10条 第6条第1項の規定による全体設計の承認を受けた施行者は、当該事業について、事業内容等の軽微な変更により、補助金の予定額に変更が生じる場合や所有権の相続等により施行者が変更となる場合は、速やかに全体設計変更申請書（別記様式第7号）に次の書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業内容変更後の見積書の写し（変更となる場合のみ）

(2) 第5条の全体設計の申請の際に提出した書類のうち、変更となった書類

2 市長は、前項の全体設計変更申請書を受理したときは、その申請内容を審査し、適当と認めた場合は全体設計の変更を承認し、全体設計変更承認通知書（別記様式第8号）により施行者に通知するものとする。

3 補助事業者は、第1項に該当する以外の軽微な変更により補助事業の内容が変わる場合は、速やかに全体設計承認事業内容変更報告書（別記様式第9号）に変更となった内容が確認できる書類及び第5条の全体設計の申請の際に提出した書類のうち、変更となった書類を添付し、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（補助事業の遂行）

第11条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件、その他法令に基づく市長の指示に従って本補助事業を行わなければならない。

（遂行命令）

第12条 市長は、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を遂行していないと認めたときには、補助事業者に当該補助事業を適正に遂行すべきことを命ずることができる。

（実績報告）

第13条 耐震診断に係る補助事業者は、当該補助事業が完了したときは（廃止の承認を受けた場合を含む。）、次の書類を添付し、速やかに補助事業実績報告書（別記

様式第10号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 診断結果報告書
- (2) 診断の実施に関する契約書の写し
- (3) 診断費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- (4) 第三者機関による耐震診断評価書の写し(延べ面積が1,500㎡未満の場合又は市要綱第3条第1項第1号キに該当する建築物に係る場合を除く。)

2 耐震設計に係る補助事業者は、当該補助事業が完了したときは(廃止の承認を受けた場合を含む。)、次の書類を添付し、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震設計報告書
- (2) 設計の実施に関する契約書の写し
- (3) 設計費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- (4) 第三者機関による耐震設計評価書の写し(延べ面積が1,500㎡未満の場合又は市要綱第3条第1項第1号キに該当する建築物に係る場合を除く。)

3 耐震改修工事に係る補助事業者は、当該補助事業が完了したときは(廃止の承認を受けた場合を含む。)、次の書類を添付し、速やかに補助事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 竣工図
- (2) 工事写真
- (3) 改修工事の実施に関する契約書の写し
- (4) 改修工事費用の領収書の写し及び内訳書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

4 第6条の規定による全体設計の承認を受けた場合で、かつ、補助事業が完了する年度を除く年度において、第4条の補助金の交付の決定を受けた場合は、当該交付決定を受けた年度の末日に、次の書類を添付し、補助事業実績報告書を市長に提出

しなければならない。

- (1) 補助事業の実施内容が確認できるもの
 - (2) 工事写真
 - (3) 事業の実施に関する契約書の写し
 - (4) その他市長が必要とみとめるもの
- (補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の補助事業実績報告書を受理したときは、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金等確定通知書(別記様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、第13条の補助事業実績報告書の提出があった場合においては、事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に指示することができる。

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が市補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、補助金等交付決定取消通知書(別記様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(全体設計承認の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、全体設計の承認の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 市補助金規則第17条第1項の各号のいずれかに該当すると認めるとき

(2) 全体設計の承認の内容又はこれに付した条件に対し重大な違反をし、かつ、是正のための市長の指示等に応じないとき

(3) 補助事業者が補助事業にかかる全体設計の承認を受けており、かつ、市長が前条の規定により当該補助事業に係る補助金の交付決定の全部を取消したとき

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき

2 前項の規定は、交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをした場合は、全体設計承認取消通知書（別記様式第13号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、第16条の規定により補助金の交付の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金等返還命令書（別記様式第14号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合で、当該補助金が国庫補助金の交付を受けたものであるときは、速やかに国へ当該補助金を返還するための措置を講ずるものとする。

(その他)

第19条 この要領の施行について必要な事項が生じた場合には、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(要領の失効)

2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和7年3月31日から施行する。

補助金等交付申請書

新潟市長

申請者

郵便番号

住所

氏名

電話番号

年度特定建築物耐震診断等補助事業について補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 補助事業の目的及び内容
- 4 補助対象経費 円
- 5 交付申請額 円
- 6 交付申請額の算出方法
- 7 補助事業の実施期間 着手（予定） 年 月 日
完了（予定） 年 月 日
- 8 情報の公表の内容、方法及び時期
- 9 確認事項

次の事項を確認のうえ、にを記入してください。（がない場合は、適合通知を交付できません。）

- 本人及びその世帯又は役員等に暴力団員又は暴力団等と関係を有する者はいません。また、必要に応じて、市が警察に照会する場合は、別途必要な書類の提出を行います。

10 添付書類

- (1) 案内図、配置図、平面図（延べ面積が分かるもの）及び立面図又は断面図（階数が分かるもの）
- (2) 現況外観写真（撮影位置を明示すること）
- (3) 建築物の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (4) 区分所有又は共有の場合は、診断、設計又は改修工事实施について承認されていることが確認できるもの
- (5) 建築基準法に規定する確認済証及び検査済証の写し又はこれに代わるもの
- (6) 診断、設計又は改修工事に要する費用の見積書又はその写し
- (7) 診断者、設計者又は監理者の講習修了証の写し
- (8) 収支予算書
- (9) 申請者が法人である場合は、法人の登記事項証明書、暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書（別記様式第1号の2）及び納税証明書（新潟市制度用）
- (10) 補助対象建築物であることが確認できる立面図等（緊急輸送道路沿道建築物の場合に限る。）
- (11) 耐震診断結果が確認できるもの（設計の場合に限る。）
- (12) 耐震設計図書及び工事工程表（改修工事の場合に限る。）
- (13) その他市長が必要と認めるもの

別記様式第1号（別紙1）

建物	建物名称								
	所在地		(住居表示) 区		(地番表示) 区				
	延べ面積		m ²		対象床面積 m ²				
	建築面積		m ²		階数 地上 階 地下 階				
	構造		耐火建築物		準耐火建築物 造 一部 造				
	主要用途								
	履	建築確認	新築	年	月	日	増築等	年	月
歴	検査済証	新築	年	月	日	増築等	年	月	日
診断、設計又は工事監理予定者	設計事務所登録名・番号								
	所在地								
	建築士資格・番号								
	講習受講番号								
	診断、設計又は工事監理者氏名								
連絡先		電話 ()							
評価	第三者機関名称								
	費用								
費用予定額		円（消費税除く）							
補助申請予定額		円※							

※別紙2により算出した額を記入

2 年度別事業費内訳（※複数年度事業の場合記入） (単位：円)

	年度	年度	年度	合計
事業費				
補助対象事業費				
補助対象限度額				
交付申請額				
出来高				

別記様式第1号（別紙2）

耐震診断費用補助申請予定額算出表 ①②③を比較して小さい額を記入する					
①	見積（ ）×2/3＝			円	
	延べ面積	1,000 以下	(m ² × 3,670) =	a	補助対象経費の限度額 (a + b) × 2/3 =
		1,000 超	(3,670,000 + (m ² - 1,000) × 1,570) =		
		2,000 以下			
		2,000 超	(5,240,000 + (m ² - 2,000) × 1,050) =		
	設計図書の復元、第三者機関の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用（157万円を限度）			b	円
③	上限額（緊急輸送道路沿道建築物の場合に限る）			300万円	

耐震設計費用補助申請予定額算出表 ①②③④を比較して小さい額を記入する					
①	見積（ ）×2/3＝			円	
	延べ面積	1,000 以下	(m ² × 3,670) =	a	補助対象経費の限度額 a × 2/3 =
		1,000 超	(3,670,000 + (m ² - 1,000) × 1,570) =		
		2,000 以下			
		2,000 超	(5,240,000 + (m ² - 2,000) × 1,050) =		
③	上限額（緊急輸送道路沿道建築物以外の場合に限る）			400万円	
④	上限額（緊急輸送道路沿道建築物の場合に限る）			300万円	

耐震改修工事費用補助申請予定額算出表 （緊急輸送道路沿道建築物以外の場合） ①②③を比較して小さい額を記入する					
①	見積（ ）×0.23＝			円	
②	(m ² × 51,200) =			a	補助対象経費の限度額 a × 0.23 =
					円
③	延べ面積 5,000 未満	2,500万円		延べ面積による上限額	
	延べ面積 5,000 以上	5,000万円		円	

耐震改修工事及び除却工事費用補助申請予定額算出表 （緊急輸送道路沿道建築物の場合） ①②③を比較して小さい額を記入する					
①	見積（ ）×2/3＝			円	
②	ア 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅 (m ² × 34,100) =			a	補助対象経費の限度額 a × 2/3 =
	イ 共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物で、延べ面積 1,000 m ² 以上かつ地階を除く階数 3 階以上 (m ² × 50,200) =				
	ウ ア、イ以外の建築物 (m ² × 51,200) =				
③	上限額			2,000万円	

暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

私（当法人・当団体）は、新潟市特定建築物耐震診断等補助金交付要領の規定に基づく補助金交付の申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 私（当法人・当団体）は次のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（新潟市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員であるもの
 - (4) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
 - (5) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
 - (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
 - (7) その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 新潟市暴力団排除条例の主旨に基づき裏面名簿を提出します。名簿に記載されたすべての者は、暴力団員等であるか否かの確認のため、新潟県警察本部に対してこの名簿による照会が行われる場合があることに同意しております。なお、名簿記載内容は事実と相違ありません。

年 月 日

新潟市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕
住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

（ふりがな）
氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

* 市では、新潟市暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等ではない旨の誓約をお願いしています。

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

補助金等交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で交付申請のありました補助金については、次のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 交付決定額（不交付の理由）
- 4 交付条件

別記様式第3号（別紙1）

1 建物及び敷地に関する事項

建物の名称					
建物の所在地		（住居表示） （地番表示）			
延べ面積		㎡	補助対象面積	㎡	
建築面積		㎡	階数	地上 階	地下 階
構造		造 一部 造			
主要用途					
前面道路の路線名 （注1）					
建物の履歴	建築確認	新築 第	年 月 日付 号	増築等 第	年 月 日付 号
	検査済証	新築 第	年 月 日付 号	増築等 第	年 月 日付 号

（注1）新潟市耐震改修促進計画に規定する第1次緊急輸送道路の沿道建築物の場合は記入すること。

2 建築物の耐震事業の内容（耐震改修の場合記入）

柱・壁の改修		部位	箇所数 等	補強・増設・改善等の概要
	補強	柱 壁 梁 その他（ ）		
	増設	柱 壁 梁 その他（ ）		
構造耐力上主要な部分の改修	配置の状況			
	靱性を保つための措置			
	接合部の状況			
	基礎の状況			
	さび止め、防腐、防蟻のための措置			
	その他			
非構造体、建築設備等の改修 （支持構造部との緊結方法）	屋根葺き材等、屋上水槽煙突、給水・排水等の配管設備、冷却塔設備			
エレベーターの補強		箇所		
その他				

全体設計承認申請書

新潟市長

施行者

郵便番号

住所

氏名

電話

特定建築物耐震診断等補助事業について、全体設計の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 建物の所在地
- 4 建物及び敷地に関する事項等（別記様式第3号（別紙1）のとおり）
- 5 事業の内容
 - ・耐震診断
 - ・耐震設計
 - ・耐震改修工事

第 号
年 月 日

全体設計承認（不承認）通知書

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付で申請されました全体設計の内容を審査した結果、次のとおり承認（不承認）の決定をしたので通知します。

記

- 補助事業の名称
- 建物の名称
- 建物の所在地
- 補助事業の内容
 - ・耐震診断
 - ・耐震設計
 - ・耐震改修工事

	承認
	不承認

4 承認条件

- （1）施行者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに全体設計変更承認申請書等を提出し、市長の承認等を受けなければならない。

補助事業変更申請書

新潟市長

補助事業者
郵便番号
住所

氏名
電話

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業について、次のとおり変更したいので申請します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 変更の内容

変更前	変更後

- 4 変更の理由
- 5 変更予定年月日

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

補助金等交付決定変更通知書

年 月 日付 第 号で交付決定した補助金については、
次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 既交付決定額 円
- 4 変更交付決定額
- 5 変更事項

変 更 前	変 更 後

- 6 変更理由

年 月 日

全体設計変更申請書

新潟市長

施行者

郵便番号

住所

氏名

電話

年 月 日付 第 号で全体設計承認通知を受けた事業
について、次のとおり変更したいので申請します。

記

1 補助事業の名称

2 建物の名称

3 建物の所在地

4 変更を必要とする理由と変更の概要

5 補助事業の完了予定日 年 月 日

6 補助金予定変更額

当初予定額 円

変更予定額 円

差額増減額 円

7 添付書類（別紙のとおり）

全体設計変更承認通知書

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付 第 号で全体設計承認通知をした事業については、次のとおり変更したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 建物の所在地
- 4 補助事業の内容
 - ・耐震診断
 - ・耐震設計
 - ・耐震改修工事

1 補助金交付決定変更額

当初予定額	円
変更予定額	円
変更増減額	円

この補助金の変更内容は、年 月 日付の全体設計変更申請書のとおりとします。

全体設計承認事業内容変更報告書

新潟市長

施行者

郵便番号

住所

氏名

電話

年 月 日付 第 号で全体設計の承認を受けた事業について、次のとおり事業内容を変更したいので報告します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 建物の所在地
- 4 補助事業の内容
 - ・耐震診断
 - ・耐震設計
 - ・耐震改修工事
- 5 変更内容
- 6 変更理由

補助事業実績報告書

新潟市長

補助事業者

郵便番号

住所

氏名

電話

年 月 日付 第 号で交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称

2 建物の名称

3 補助金の交付決定額及び精算額

補助金の交付決定額

円

補助金の精算額

円

4 補助事業完了年月日

5 補助事業の成果

6 情報公表の方法

7 添付書類

(1) 診断結果報告書（診断の場合に限る。）

(2) 耐震設計報告書（設計の場合に限る。）

(3) 竣工図及び工事写真（改修工事の場合に限る。）

(4) 診断、設計又は改修工事の実施に関する契約書の写し

(5) 診断、設計又は改修費用の領収書の写し及び内訳書の写し

(6) 第三者機関による評価書の写し（指定用途及び一定規模以上の診断又は設計の場合に限る。）

別記様式第10号（別紙1）

1 収支計算書

※事業者への支払いが複数回に分かれる場合は行を追加して記入してください。

	項目	金額（円）	備考
支出			
	計		
収入			
	計		

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行・信金・労金 信組・農協						
店名	本店・支店						
預金種目	普通 当座						
口座番号 (右詰めで記入)							
フリガナ							
口座名義人							

別記様式第11号（第14条関係）

新 建 第 号
年 月 日

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

補助金等確定通知書

年 月 日付 第 号で実績報告書のあった、新潟市特定建築物耐震診断等補助金について、次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付済額 | 円 |
| 3 確定額 | 円 |

新 建 第 号
年 月 日

補助金等交付決定取消通知書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付 第 号で交付決定した事業の補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 交付決定額 円
- 4 交付決定取消額 円
- 5 取消理由

第 号
年 月 日

全体設計承認取消通知書

様

新潟市長 印
（担当 建築部建築行政課）

年 月 日付 第 号で全体設計承認通知した事業については、次のとおり承認の取消しをしたので、通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 建物の名称
- 3 建物の所在地
- 4 取消理由

新 建 第 号
年 月 日

補助金等返還命令書

様

新潟市長 印
(担当 建築部建築行政課)

年 月 日付 第 号で金額の確定した（交付決定を取り消した）補助金等については、次のとおり返還を命ずる。

記

1 補助事業の名称

2 建物の名称

3 返還額 円

4 返還期限

5 返還理由